

AED（自動体外式除細動器）賃貸借契約業務 仕様書

1. 件 名：AED（自動体外式除細動器）賃貸借契約業務

（1）契約台数：3台

（2）賃貸借期間：令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（3）設置場所及び設置台数

設置場所は以下のとおりとし、各施設に1台ずつ設置するものとする。施設内の具体的な設置位置については、施設管理者の指示によるものとする。

- ① 門真市立かどま歴史ミュージアム（月出町11-1）
- ② 門真市立公民館（新橋町34-24）
- ③ 門真市立青少年運動広場・門真市立テニスコート管理棟（三ツ島3丁目12-6）

2. AEDの機器仕様詳細

（1）機能

- ① 救急蘇生法の指針2020または2025（市民用）に適合する機器であること。
- ② 電気ショック出力波形は二相性であること。
- ③ 機器の機能を毎日自動的に点検するセルフテスト機能を有し、異常時は音と、表示色で警告できること。
- ④ フタを開けることにより自動的に電源が入る等、操作性が簡便であること。
- ⑤ 音声ガイドで簡便に操作ができること。
- ⑥ 種々の体型や体位に対応可能な2枚に分かれた電極パッドであること。
- ⑦ 高さ10cm程度、幅20cm程度、奥行き30cm程度、重さは約3.0kg以下であること。
- ⑧ 動作・待機時の温度条件は、0℃～50℃の範囲であること。
- ⑨ AEDの電極パッド有効期限切れ、バッテリー残量切れなどの場合に、メールにて通知し、AEDのダウンタイムを極力短くできるようリモート監視が可能であること。
- ⑩ AEDの稼働状況、電極パッドの有効期限、バッテリーの残量を常時WEB上で確認できること。
- ⑪ 収納ケース、自立スタンドがなくてもAEDのリモート監視が可能であること。また新たな配線工事等を行わなくても、運用を開始できること。
- ⑫ 電極パッドは本体に接続された状態で本体内に保管されていること。
- ⑬ 成人／小児モードを切り替えることができる切替スイッチが本体に標準装備されていること。

（2）安全性

医療電気機器の安全に関する規格に適合していること

（3）製品構成

- ① AED（自動体外式除細動器）本体×1
- ② 除細動パッド（ケーブル等を含む）×2
- ③ キャリングケース×1
- ④ 取扱説明書
- ⑤ レスキューセット×1（内容は下記の各1個から構成する）
 - ア．衣服切除用ハサミ ・体毛切除用カミソリ ・汗等水分拭用ガーゼ又は不織布

- イ、人工呼吸用一方向弁付きフェイスマスク ・感染防止用手袋 ・以上を収納する袋
- ⑥ A E D設置表示：設置を示す表示板またはシール×必要数

3. 収納場所

- (1) 各設置場所の長の指定する場所とし、設置まで責任を持って行うこと。
- (2) 設置及び調整に要する費用（搬入、据付、接続、初期設定、動作確認等を含む。）は、見積金額に含めること。
- (3) 契約期間中、各設置場所（同一施設内）において収納場所（設置位置）を変更する必要がある場合、受注者は当該機器の取外し・移設・再設置（動作確認を含む。）を追加費用なしで実施すること。

4. 納入期限

令和 9 年 2 月 28 日

5. 付帯条件

- (1) 賃貸借契約とし賃貸借料は、毎月ごとの支払いとする。
本業務は、門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年 門真市条例第 3 号）に基づく長期継続契約であり、次年度以降において、長期継続契約に係る予算の減額又は削減のあった場合は、当該契約を変更又は解除します。
- (2) 請求先
賃貸借料は、設置場所（施設）ごとに請求書を作成し、当該施設の請求先へ個別に請求すること。

設置場所	請 求 先
門真市立かどま歴史ミュージアム	生涯学習課 かどま歴史ミュージアム (月出町 11-1)
門真市立公民館	生涯学習課 社会教育・文化振興グループ (新橋町 34-24)
門真市立青少年運動広場・門真市立 テニスコート管理棟	生涯学習課 スポーツ振興グループ (三ツ島 3 丁目 12-6)

- (3) 料金内にて以下のサービスを付帯すること
 - ① 契約受注者の責任において、除細動パッド等消耗品について使用期限前に各施設に送付すること
 - ② 365 日 24 時間、対応可能なコールセンターを有し、随時、質問・故障・消耗品交換等の対応が可能であること
 - ③ 実使用時に必要な消耗品の交換（郵送等で可）が発生した場合、追加料金なしで行うこと
 - ④ 契約期間中、故障・盗難・破損（故意および使用者の重過失、天災等は除く）等の場合、機器の交換・修繕等を追加料金なしで行うこと
 - ⑤ A E D（自動体外式除細動器）納入時に取扱説明を対面で実施すること
 - ⑥ 消耗品の交換を行った場合、生涯学習課担当者に必ず書面にて連絡すること
《理由》

A E D（自動体外式除細動器）は、心停止における緊急事態に対応する機器であること

とから、出来得る限り機能が使用できる状態を維持することが重要である。

しかし、消耗品であるバッテリー、除細動パッドには使用期限が存在するため、契約受注者の責任として、使用期限管理を含め、消耗品の交換を行う等のサービス体制を有していることが重要と判断する。

(4) 仕様書の内容について質疑が生じたときは、門真市生涯学習課と協議の上決定する。